トラックの荷役作業時における安全対策が強化されました

労働安全衛生規則が改正され、令和５年10月から**昇降設備の設置・保護帽の着用**の対象範囲が拡大し、令和６年２月から**テールゲートリフターの操作に係る特別教育**が義務付けられます。

1　昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

R 5.10.1 施行

荷を積み卸す作業(ロープ・シートの掛け・外しの作業を含む。)を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が５トン以上のものに加え、２トン以上５トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等で可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ、テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合(以下の図を参照。)等が含まれます。昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○:現行の規制 ●:新設 △望ましい措置

	２ｔ未満	２ｔ以上 ５ｔ未満	５ｔ以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	従前から高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第１項により、原則として昇降設備の設置義務付けられています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】

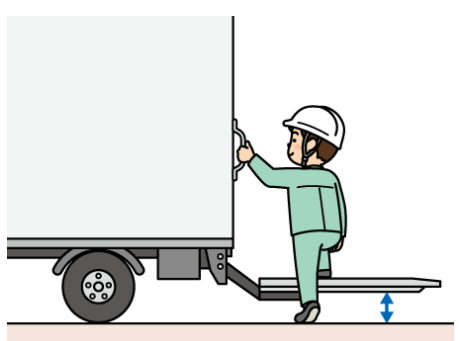

テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。

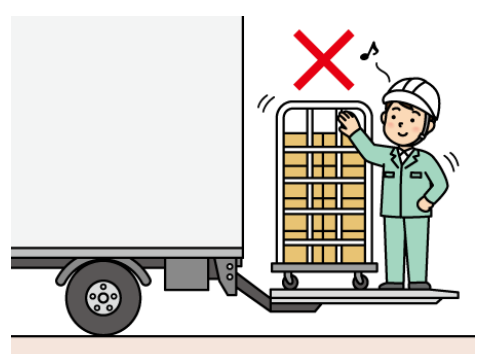

原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。
※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

昇降設備には、以下のものが含まれます。

○あおり内側回転式ステップ（手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましい。）

○貨物自動車の運転席キャビン後方部分にキャビン上部に設けて取り付けられているタラップ
（荷台又は荷の上面への人の乗降を前提として、設置され、安全に昇降できるものと認められる場合）

○荷台中央下部にある巻き込み防止柵（人の乗降を想定した強度が確保され、昇降を行う部分に滑り止め加工や踏面の確保を行う等、昇降設備として安全に昇降できる機能を付与していると認められるものに限る。）

ひと、くらし、みらいのために
厚木労働基準監督署

昇降設備の留意事項

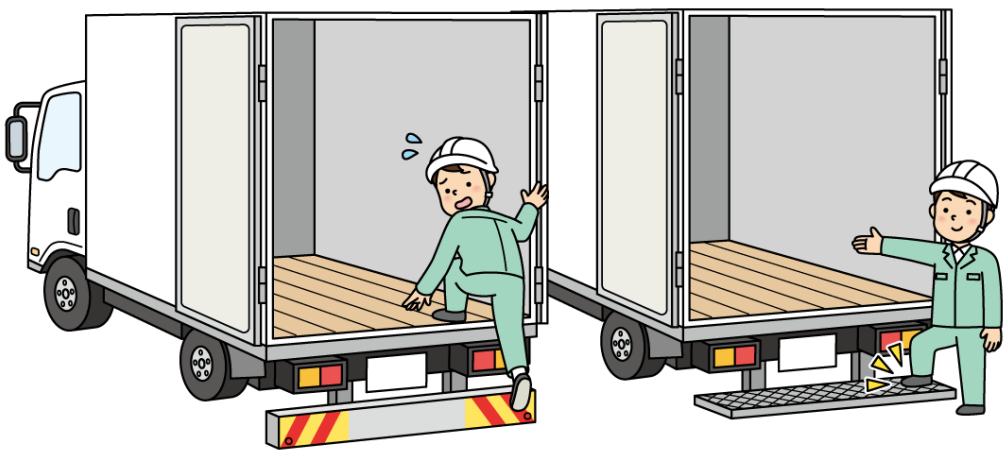

〈墜落のリスクが高い〉　〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。

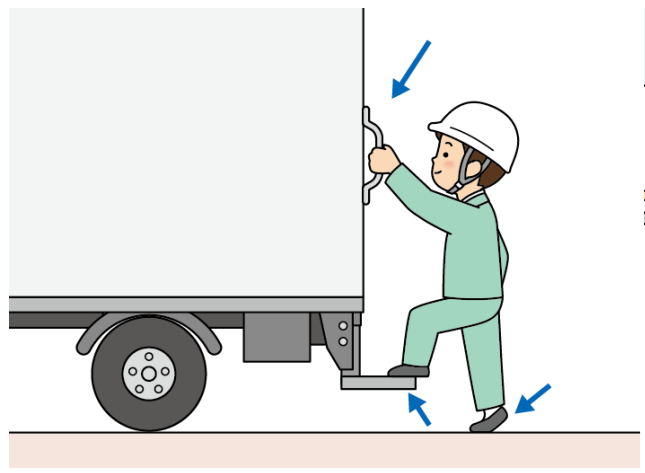

貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。

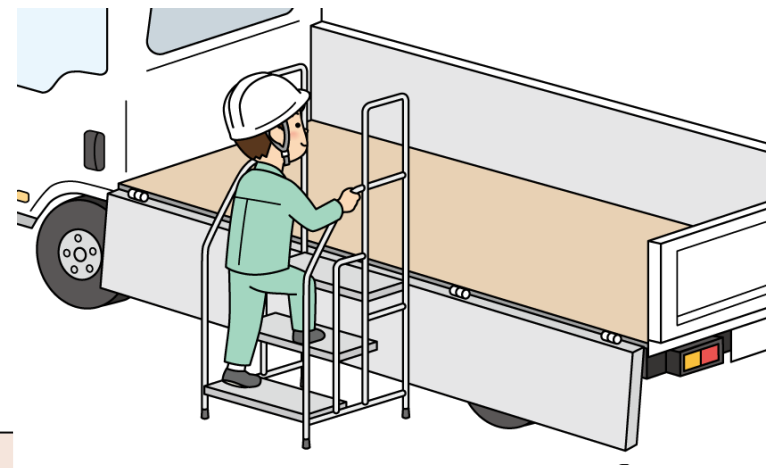

可搬式の踏み台等の例

2　保護帽の着用について（安衛則第151条の74関係）

R 5.10.1 施行

荷を積み卸す作業（を積み卸す作ロープ・シートの掛け・外しの作業を含む。）を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が５トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量が２トン以上５トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉ができるもの（平ボディ車、ウイング車等）

②最大積載量が２トン以上５トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せず荷業を行う場合は適用されません。）

〇:現行の規制 ●:新設 △望ましい措置

	２ｔ未満	２ｔ以上 ５ｔ未満	５ｔ以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽を着用	△	● （上記①②） △ （上記以外）	〇	従前から高さ２m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条により、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

以下の事項に留意してください。

〇荷台の高さのプラットフォーム（荷受け台）が設置され、荷台の端部から墜落するおそれがない場所における荷の積降し作業や、荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合等、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は適用されません。

〇保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

〇上記①の規定は、荷台の側面について規定をしており、荷台の後部については規定していないため、バンタイプ（荷台の四方が囲まれた箱形のもの（ウイング車を除く。））の後部扉を開けて荷の積込み作業を行う場合は適用されません。（荷役ガイドラインでは、保護帽を着用させることが望ましいとされています。）

〇バンタイプの貨物自動車であっても、荷台の側面に扉を有し、側面の扉が後部の扉と比較して明らかに広い範囲で開くものは、ウイング車と同様に取り扱われ、保護帽の着用が必要となります。

〇平ボディ車であおりを閉じた場合や、ウイング車でウイングを閉じた場合であっても荷の積降作業では保護帽の着用が必要です。

〇テールゲートリフターを中間位置で停止させステップとして使用する場合、単にステップとして使用し、荷の積卸し作業を行わないときは適用されません。

3 テールゲートリフターを使用しての荷を積み卸す作業の特別教育が義務化されます（安衛則第36条第５号関係）

R６.２.１施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を行う労働者に対し、以下の表の科目、時間数について特別教育を実施する必要があります。

特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、３年間保存する必要があります。

テールゲートリフターの操作には、稼働スイッチの操作のほか、キャスターストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す等の作業を行う者にあっては、できる限り特別教育を受講させることが望ましい。

なお、テールゲートリフターはメーカー固有の商品名にかかわらず、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力による駆動されるリフトが規制の対象となります。

また、荷の積卸しを伴わない定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されたテールゲートリフター、介護用の車両に設置された車いすを対象とする装置等の操作の業務は含まれません。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	２時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育		・テールゲートリフターの操作の方法	２時間

【科目の省略】

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされています。この規定に基づき、次のとおり特別教育が省略できます。

①施行日時点において６月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。

テールゲートリフターに関する知識⇒45分以上で可

テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒**省略不可**

関係法令⇒**省略不可**　テールゲートリフターの操作の方法⇒１時間以上で可

②「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。

テールゲートリフターに関する知識⇒省略可　テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可

関係法令⇒**省略不可**　テールゲートリフターの操作の方法⇒**省略不可**

③陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講者は以下のとおり省略できます。

テールゲートリフターに関する知識⇒**省略不可**　テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可

関係法令⇒**省略不可**　テールゲートリフターの操作の方法⇒**省略不可**

なお、特別教育の実施に当たり、講師については資格要件の定めがなく、学科及び実技の科目について十分な知識、経験等を有する者とされています。

4 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）

R 5.10.1 施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることに留意してください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

その他、気をつけていただきたいこと

【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】

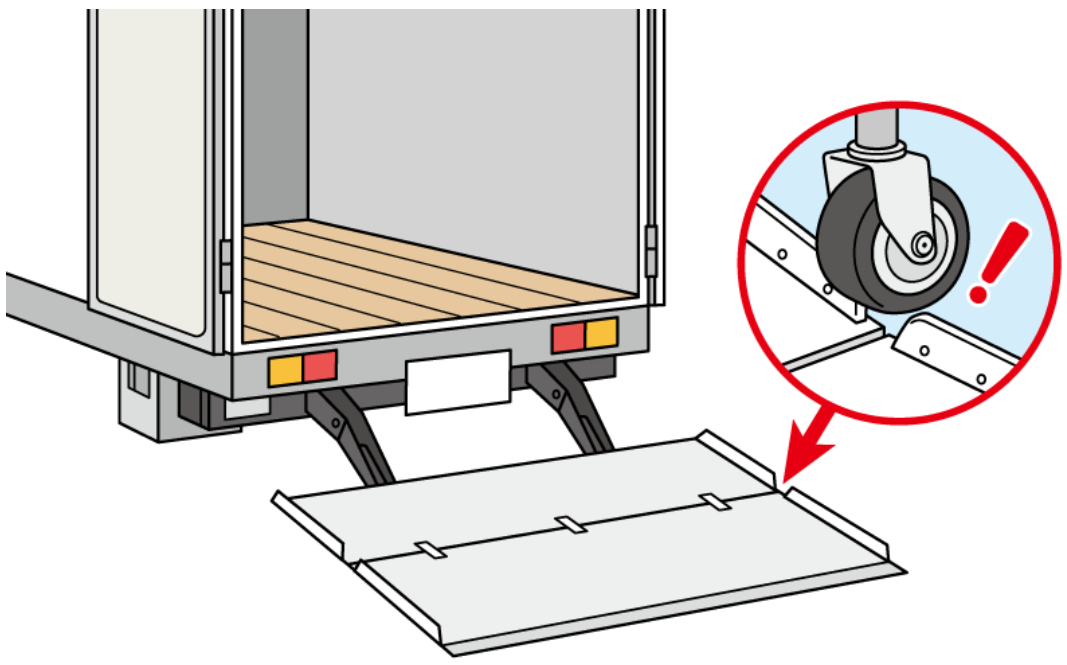

折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

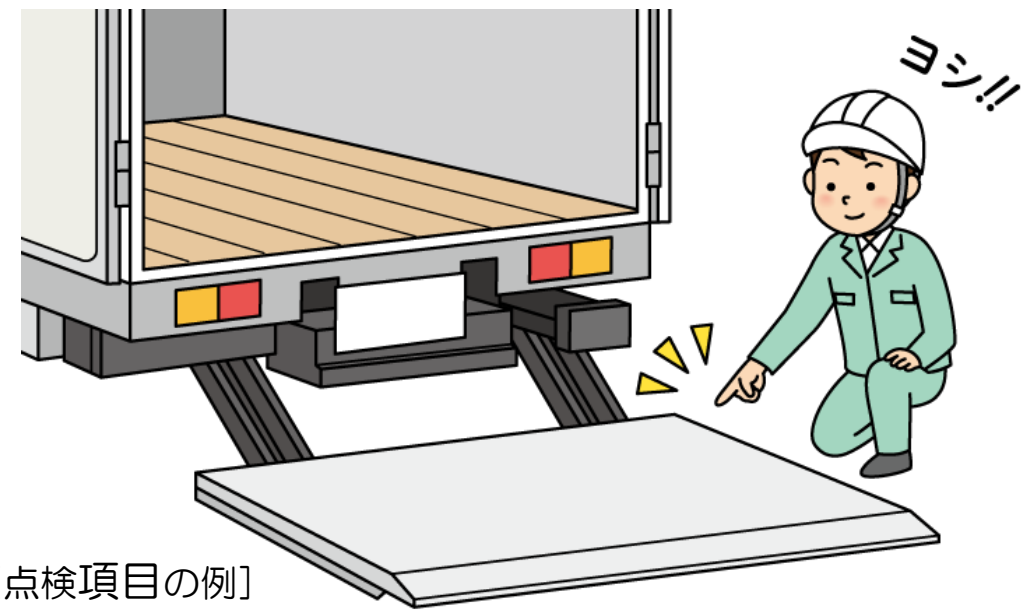

［点検項目の例］

①正常に動作するか、異音がないか
②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】

ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】

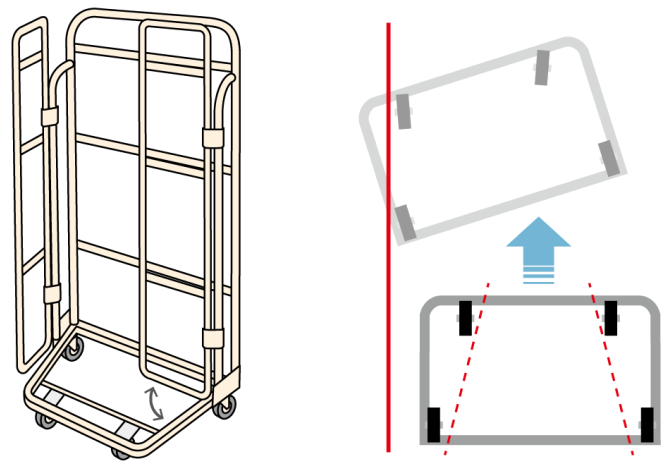

短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項をしてしたものです。

法令に定める事項のほかに同ガイドラインに定める措置についても　積極的な取組を進めてください。